

ふきの庭倶楽部会員規約

2025年3月1日制定

第一章 総則

第1条 (名称及び所在地)

当会は、「ふきの庭倶楽部 (以下「当会」という)) と称する。

当会は、所在地を東京都大田区東矢口1-10-8とする。

第2条 (土地資源の表示)

当会が取り扱う土地資源の総称を「ふきの庭」と称し、内容は下記の通りとする。

名称	住居表示	地目	土地面積	1階面積	2階面積	延床面積	備考
ふきの庭	大田区東矢口1-10-9	宅地	446.13㎡	446.13㎡	446.13㎡	446.13㎡	会員向けレンタル・活動施設
アトリエ	大田区東矢口1-10-9	宅地	51.23㎡	—	—	—	非公開
母屋	大田区東矢口1-10-9	宅地	202.98㎡	—	—	—	非公開
メゾンふき	大田区東矢口1-10-8	宅地	219.49㎡	219.49㎡	219.49㎡	219.49㎡	会員向け居住・宿泊施設
合計			919.83㎡	889.83㎡	889.83㎡	889.83㎡	

第3条 (目的)

当会は、一般社団法人日本土地資源協会 (以下「LR」という) の一事業である「ふきの庭」の趣旨に賛同し、「ふきの庭」の存続を担う地域コミュニティを創出し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業の種類)

前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業に取り組む。

- ふきの庭の利用者として行う事業
 - 予約利用 施設の一部を撮影・会議などのために占有利用(時間予約)
 - イベント開催 交流イベントなど、一般参加を受け入れる施設利用
 - 宿泊利用 施設の一部を宿泊などのために専用利用(日次利用)
- ふきの庭の所有者として行う事業
 - 運営渉外 予約管理や諸施設の開閉などの利用者対応と一般来場者対応
 - 契約利用 施設の一部を居住や事業用に占有利用(年次契約)
 - 維持管理 施設の清掃・修繕・メンテナンス、消耗品の補充、庭の手入れ、庭木の剪定など
 - 企画広報 事業企画、webサイト運営、情報発信
- その他・会員管理に関する事業
 - 会員管理 入退会管理、ふきの庭だよりの発行、規約の管理
 - 会員支援 よろず相談、マッチング?
 - 事業管理 インフラ、外部委託、会計管理

第二章 会員

第5条 (会員の資格と種類)

当会の目的に賛同し、所定の手続きを行った者は、LRの定款第5条(2)に定める「事業会員」とし、次の3種類に分類する。

- 利用会員 当会の目的に賛同し、所定の入会金を支払って入会した者
- 共有会員 利用会員の内、所定の会費を負担して、諸施設の所有者として運営に参画する者
- 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人又は団体

第6条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号に定める場合に資格を喪失する。

- 当会に退会の旨を通知したもの
- 本人が死亡し、又は当会が解散したとき
- 当会の規約などに著しく違反したとき
- 1年以上音信不通で各事業に参加しない者

第三章 役員と運営会議

第7条 (役員を選任)

- 当会に、代表1名、会計1名を含む4名以上の役員を置き、運営会議を組織する。
- 役員は当会の会員の中から、運営会議全員の賛同を得た者が選任される事とする。
- 代表は、役員の間選とし、LR理事会の承認を得るものとする。

第8条 (役員職務)

- 代表は本会を代表し事業目的を実現するように努力し、役員はこれを補佐する。
- 役員は原則として、毎年1回以上の定時総会を開催し、代表がこれを召集する。
- 役員は必要に応じて随時運営会議を招集し、会の運営について協議・決定する。

第9条 (役員任期)

- 役員任期は1年間とし、途中交代や増員があっても全員の任期が12月31日で満了する。
- 役員本人から退任の申し出がない場合は自動的に1年間、任期を更新するものとする。
- 役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

第10条 (役員解任)

著しく当会の規律を乱し、社会通念上許されざる行為を行った役員は運営会議の過半数の同意をもって解任することができる。

第11条（運営会議の職務）

- 1 運営会議は、当会の運営の基本的な方針などを決定し、各役員の業務を監督する。
- 2 この規約の変更は運営会議全員の賛成を必要とする。

第12条（運営会議の方法）

- (1) 運営会議の議長は代表が行う。
- (2) 運営会議は全役員の過半数以上の出席をもって成立し、委任状の提出があれば出席したものとみなす。
- (3) 議案の成立には、出席役員全員の賛成を必要とする。

第四章 総会

第13条（総会の開催）

当会の総会はすべての会員をもって構成するが、役員及び共有会員の過半数の参加で成立し、毎年1回以上開催するものとする。

第14条（総会の方法）

- 1 総会の招集は役員が行う。
- 2 総会の議長は代表が行う。
- 3 総会の議決は、出席した会員の過半数を持って行う。

第15条（議決事項）

総会の目的は主に報告による情報共有だが、次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (ア) 会員の除名
- (イ) 当法人の解散及び残余財産の処分（出席した会員の4分の3以上の同意が必要）
- (ウ) その他、運営会議にて総会の議決を必要と判断した業務に関する重要事項

第五章 資産及び会計

第16条（資産の構成）

当会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入（入会金1,000円、会費10,000円/月、賛助会費10,000円/口）
- (2) 寄付金および助成金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

第17条（資産の管理）

- 1 当会の資産の管理は、会計が行う。
- 2 年度終了時にはLRの監査を受け、総会で発表する。

第18条（会計年度）

- 1 当会の会計年度は1月1日からの12月31日までとする。
- 2 当会の年度予算は運営会議で作成の上LR理事会の承認を得て定める。但し、予算が可決されるまでは前年度の予算を基準として執行する。
- 3 決算は次年度1月15日までに運営会議の承認を得た上でLR理事会に提出し、LRの定時総会後の総会で発表しなければならない。

第六章 個人情報保護等の取り扱い

第19条（個人情報の取得）

当会の運営にあたり、当体会員登録、出欠席、交流会運営管理、以後の交流会活動の案内、その他会員からの情報提供目的のために、会員の個人情報を取得する。総会では、交流会活動のために写真及び撮影をすることがあり、撮影した映像等は各種媒体に掲載させて頂くことがある。

2025年3月1日

東京都大田区東矢口1-10-8
一般社団法人日本土地資源協会 ふきの庭倶楽部
代表 本江聖美 印